

足利近郊における江戸時代の農村社会の実態について

—— 農民層の分化と寄生地主の生成過程について ——

足利市立大橋小学校 清水 登

1. はしがき

古来我が国の歴史は、上部構造を中心として研究されてきたが、人類の歴史は単なる為政者によってつくられるものではない。近代歴史学の祖であるランケの言われているように、「歴史における指導理念は、それぞれの世紀における支配的な傾向に他ならないもの。」（世界史概観頁42）と、考えられる。

歴史がそれぞれの時代に生きた人類によってつくられたものであるならば、歴史は人類全体の意志傾向の反映されたものでなければならない。この人類全体の意志傾向が、世紀における支配的な傾向であり、歴史を動かす原動力は、その時代に生存した一般大衆である。

我が国の近世封建社会を考察するにあたって、まず、究明されなければならないのは、下部構造であり、その担い手である農民に目を向けなければならない。農民の実態を把握するには、その生活基盤である土地の所有及びその収益関係を調べなければならない。生産様式の変化にともなって、生産関係が変化して、社会関係も変化するので、封建社会での土地制度の変遷は、直ちに、封建社会そのものの変遷となる。

我が国の近世封建社会は、貨幣経済と土地経済とに立脚するものであるが、農民の余剰生産物の可憐誅求によって支配者階級の生活が維持される。しかし、支配者階級の生活は貨幣経済の発達に拍車をかけ、農村を貨幣経済に巻き込む。こうして、封建社会そのものの基盤である土地制度の変化をもたらし、封建社会が崩壊していくのである。やがて、明治維新を迎えるに至ったが、地主对小作人の封建的主従関係は、そのまま温存されたのである。そのために、明治維新が政治的変革であったと言われる所以であり、西欧の市民革命と異なるところである。

近代社会の史的性格を究明するには、封建社会の内部に発生した貨幣経済の発達による農民層の分化及び、それに結果する寄生地主の生成と小作人の発生の様相を調べなければならない。そのために、足利近郊における近世封建社会における農村社会を考察したわけである。資料的制約もあったが、「上州山田郡丸山村の青木家の古文書」を拝借したときにまとめた資料と、足利織物史、足利織物沿革誌、足利市史、桐生織物史などに散見する資料をもとにして、まとめたものである。

今日の教育界において、地域に根ざした教育とか、地域社会の教材化などが叫ばれているが、社会科においては、特にその必要性が指摘されるのである。地域社会の生きた資料を用いて社会科の授業を展開すると、児童・生徒が興味を持って学習し、社会科が好きになると言われている。社会科を指導するにあたって、授業研究も大切であるが、40年の社会科の歴史の中で、最もとり残された分野は、地域に埋もれた資料の掘り起こしと、その活用ではないかと思う。

まず、その手始めとして、郷土足利の近郊における農村社会の実態を掘り起こしてみようと試みたのが、この論文である。

1. 商品経済の浸透と農民層の分化

上州山田郡丸山村（群馬県太田市丸山町）は、（天和2年（西暦1682年））、松平伊豆守の知行地となり、その後、文化10年にはすでに、森川下総守の知行地となり、村高は、631石4斗6升7合であり、つぎの3地区に分かれていた。

來川 1・29石6斗1升3合
 諏訪 230石8斗3升6合8夕
 野々山 271石1升7合2夕

慶安3年（西暦1650年）の検地帳によって、この村の土地所持階層構成の状態をみると、第1表の通りである。

第1表
丸山村の土地所持階層構成表

階層	人数
25反～30反	1
20～25	2
15～20	5
10～15	12
9～10	6
8～9	5
7～8	4
6～7	1
5～6	3
4～5	7
3～4	1
2～3	5
1～2	5
0～1	4

第1表から、15反以上を上層農、5反～15反を中層農、5反以下を下層農として階層表をつくると第2表となる。

第2表 慶安3年（西暦1650年）
（丸山村の農民階層表）

階層	人数	人数の全体に対する%	耕地所有全体に対する%
15反以上	8人	13	31
5反～15反	31	51	58
5反以下	22	36	11

第2表においては、5反～15反の耕地所有層、すなわち、中層農（本百姓）が過半数を占めていて、その耕地所有も全体の58%を占めている。このことは、この当時、丸山村においては農民層の分化が、あまりみられないことを示している。

この第2表と、ほぼ同時代とみられる先進地域の摂津平野郷の綿業地帯の土地所有状態を階層表にまとめると、第3表となる。

第3表（西暦1679年）「摂津平野郷の農民階層表

階層	人数	人数の全体に対する%	耕地所有全体に対する%
15反以上	52人	8.2	46.0
5反～15反	142	21.8	不明
5反以下	455	70.0	不明

第3表は「摂津平野郷」
史林34巻第1,2合巻号
(3～5頁)による。

第2表と第3表とを比較すると、第2表においては、5反～15反の耕地所有階層、すなわち、中層農が人数の過半数である51%を占めている。それに対して、第3表においては、5反以下の下層農が人数全体の70%を占めている。また、第2表においては、中層農が全耕地の58%を所持しているのに対して、第3表においては、わずか8.2%にすぎない上層農が全耕地の46%を占めている。

以上のことから、1650年当時、丸山村において農民層の分化は、先進地域である摂津平野郷のように、顕著には見られず、後進地域に属していたことがわかる。

では、農民層の分化は一般的には、どのような方向に進むのであろうか。高橋幸八郎氏は、「市民革命の構造」で、つぎのように述べている。(頁116～120)

「さて、封建的土地所有の解体の進展にともなって、「自営農民層」の両極分解が起こることは、資本制生産様式成立の基本的契機であるが、農民層の分解そのものに、周知のごとく2通りある。即ち、上層農民が蓄積した胚芽的利潤を経営拡大に投下して資本として機能させ、賃労働を雇傭しながら資本関係を創立していくブルジョワ的分解の方向と、上層農民が胚芽的利潤を土地購入に投下して、前期的資本として機能させながら、寄生地主＝小作関係を創出して行く寄生地的分解の方向とがある。前者は封建的土地所有一般の揚棄、市民革命を指向するが、後者は封建的再編成＝絶対王制成立の基礎過程である。」

さきに、摂津平野郷において西暦1679年、農民層の分化が生じている状態を見たが、このような先進地域においては、農作物の商品生産化が進行して農村への貨幣経済の浸透が深められ、それにつれて、本百姓の経済的破綻が必然的となり、土地の喪失ないし、零細化が進められる。また他方においては、土地の兼併がおこなわれて農民層の分化が進行していくのである。先進地域と後進地域とにおいて、農民層の分化に遅速の差が生ずるのは、商品経済の農村侵入の度合によるものであり、商品経済の発達した大都市周辺や、交通頻繁な街道ぞいにおいては、早くから商品経済に巻き込まれるので、それだけ早く農民層の分化が見られるのである。

つぎに、足利町における享保19年(西暦1734年)の足利郡五箇村新田町明細帳によると、同年の戸数・人口は第4表、第5表の通りである。(足利織物史頁134)

第5表 足利町の人口(享保19年)

第4表 足利町の戸数(享保19年)(1734)

町名	家数	本百姓	
		水	呑
五箇村	220戸	170戸	14戸
本町	234	162	18
上町	83	62	12
下町	84	76	0
横町	39	37	0
学校領	54	39	0
弘阿寺領	133	98	32
計	847	644	76

町名	本百姓		奉公人	
	男子	女子	下男	下女
五箇村	473人	399人	37人	10人
本町	606	434	70	10
上町	439	326	126	48
下町	331	253	104	48
横町	99	108	10	8
学校領	132	99	6	3
弘阿寺領	361	202	11	6
計	2,441	1,821	364	133

第4表、第5表から、当時の足利町の総戸数847戸で、その内農家戸数720戸である。農家戸数の内訳は、本百姓が644戸で89.4%、水呑が76戸で10.6%である。ここで注目すべきことは、下町、横町、学校領には水呑百姓が1人もいないこと、奉公人が足利町で497人もいること、しかも下男が下女に対して非常に多いことである。この奉公人について、その性格を知るために、寛政12年（西暦1800年）の桑川地区の田畑取附覚帳によって考察すると、つぎの第6表となる。

第6表 寛政12年（西暦1800年） 田畑取附覚帳

名前 田地	田	畑	屋敷	計
理左エ門	119畝 07歩	109畝 00歩	0畝 28歩	229畝 05歩
彦之助	97 18	101 11	7 25	207 24
平之助	54 00	103 10	3 14	160 24
五郎左エ門	91 09	52 04	0	142 01
仁助	20 28	50 12	3 18	74 28
七ノ助	22 04	42 26	6 18	70 24
治左エ門	24 01	30 08	2 24	57 03
八ノ助	3 20	37 20	3 06	44 16
市助	14 14	19 14	1 06	35 04
左五エ門	16 01	9 21	4 12	30 04
半左エ門	11 22	0	4 06	15 28
喜ノ助	4 00	7 20	1 06	12 26
喜太郎	0	5 26	3 06	9 02
久右エ門	10 18	8 06	0	18 24
権左エ門	12 03	0	0	12 03
仁左エ門	18 04	0	0	18 04
市左エ門	0	8 08	0	8 08
太郎エ門	5 26	0	0	5 26

この田畑取附覚帳において耕作地2反以下で、屋敷を持っていない者が5人もいることである。そこで人別帳を調べて見ると、寛政11年以後の人別帳に、はじめて下男という言葉が見られるようになっていいる。このことから考えると、屋敷を持っていない5人が奉公人であろう。

足利町において、享保19年に下男が下女よりも多いが、文化・文政頃に高機が普及するようになると、下男よりも下女の比率が多くなってくるのである。（足利織物史、頁238、第36表、彦部家の家族と奉公人数によると、安永3年（西暦1774年には奉公人は男子2人女子1人であったのが、天保5年には男子2人、女子10人となっている。）

慶安3年(西暦1650年)には農民層の分化が顕在化していない丸山村においても、絶間ない商品経済の浸透によって、農民層の分化が起こってくる状態を調べるために、さきに調べた慶安3年の検知帳と、寛政12年(西暦1800年)の田畑取附覚帳をもとに、階層表をつくると、第7表となる。

第 7 表

慶安3年と寛政12年の農民階層表

階 層	検知帳(第2表)		田畑取附覚帳(6表)	
	人数%	耕地%	人数%	耕地%
15反以上	13	31	17	52
5反~15反	51	58	22	32
5反以下	32	11	61	16

左の第7表によると、中層農が中心をなしている第2表に対して、第6表においては5反以下の下層農が61%を占め、その耕地面積は16%と、逆に、少なくなっている。

また、15反以上の上層農が人数においては全体の17%にすぎないのに、耕地の53%を所有している。この寛政12年田畑取附覚帳が丸山村全体ではなく、その一部である夾川地区のものであるという点を考慮に入れても、慶安3年の検知帳における中層農が土地を失って下層農となるものと、土地を集積して、上層農に転化するという、中層農の両極分化を示すものであると見ることができるであろう。このように足利近郊にも貨幣経済の浸透にともなう農民層の分化が見られるようになってきたわけであるが、これを第3表の摂津平野郷と比較すると、足利近郊は100年以上のちになっても、摂津地方までには、農民層の分化は、進んでいないことになる。当時の中央と地方との経済の発展の差は、非常に大きかったことがわかる。

このように足利近郊において、農民層の分化が見られるようになった原因は何であろうか。

まず、足利の織物業の発達あげられるであろう。桐生織物史によると「桐生絹織物業が元文3年(西暦1728年)西陣から技術の移植をおこない、地方機業として発展し、西暦1750~1760年頃(宝暦)には、職人総計700人程で(上織200人、中織200人、並織100人、絞引200人)、その給金雑用合計は3300両、奉公人宿7軒であった。」と記されている。また足利織物史頁236によると「足利周辺における高機の普及は文化・文政年間(1804年~1829年)であるが、桐生周辺はそれより早く天明年間(1781年~1788年)であったようである。」と記されている。さらに足利市史下巻の二、頁1019によると、「足利織物も享保前後(西暦1716~35年)より発達して来て、天保3年(西暦1832年)には足利織物市場を建設し、天保年間には(西暦1830~43年)桐生織物にもおとらないほどに発達したのである」と記されている。

このように、足利織物は18世紀に入ると発達をはじめ、19世紀に入る頃には地方機業として桐生織物とともに発達し、周辺の農村を商品経済に巻き込んでいったものと思われる。その様子を足利近郊の農村の職業などから調べると、つぎのようになる。

上州山田郡丸山村の天保2年(西暦1831年)の宗門改帳によって、その職業別戸数を調べると、第8表となる。

第8表 丸山村

天保2年

(西暦1831年)

職業	戸数
農業	74戸
商業	7
工業	6
僧	2
計	84

第9表 下広沢村

文政11年(西暦1828年)

高 674石2斗3升4合	
人別	517人
農業一統渡世	30戸
農間商ひ并諸職人類	14戸
農間機渡世之分	60戸
計	104戸
外=穢多家数14軒, 人別71人	

第10表 下広沢村

天保9年(西暦1838年)

高 674石2斗3升4合	
人別	432人
農業一統渡世	43戸
農間商ひ并諸職人類	21戸
農間機渡世之分	43戸
計	107戸

この丸山村は足利から太田へ行く丸山街道, 太田~桐生街道, 伊勢崎街道が通り, 例幣使街道もすぐ南側を通っている, 交通の要所であった。

第9表, 第10表は小俣村と渡良瀬川をはさんで相対する下広沢村で, 丸山村とは同じ桐生街道ぞいにある。この下広沢村では, 「文政11年(西暦1828年)の段階で, すでに60戸が織物を兼業し, 14戸が商業の兼業乃至職人渡世をしている。商業としては居酒屋・髪結・煮売などがあり, 職人としては研屋があった。天保9年(西暦1838年)になると, 107戸のうち43戸が織物を兼業し, 21戸が商業ないし諸職人であった。織物に従事する者が減少したのは丁度この時期が農村の不況で生産が沈滞に陥った時期にあっていたからであった。商業を兼ねる者がかなり増加し, とくに穀屋, 荒物商, 餅菓子屋, 煮売屋などの食料品・日用品関係の商業の増加が目目されるのである。また, 文化・文政の頃(1818~29年)から質屋ができたのは, 織物生産の展開と天保期の不況に伴う農民の金融の必要性によるものであろう。」(足利織物史, 頁187~197)

つぎに, 足利近郊の農村における, 農民層の分化の原因としてあげられるものに, 養蚕が行なわれ商品経済が発展していったことである。

天保7年(西暦1836年)『機屋共始末書付』に, 『上州山田郡桐生領五拾四ヶ村並隣国野州足利辺者, 都而山間之谷々ニ而, 田畑少ク, 其上砂ニ而, 農業不便之場所故, 百姓渡世難儀ニ付, 往古ヨリ銘々農業之暇, 蚕飼イタン, マタ紙, 絹ヲ織, 作業仕来リ』とあり, 弘化3年, (西暦1846年), 『差上申一札之事』に, 『御当国, 国産之品者蚕糸, 糸, 機に御座候所, 西上州は繭, 中上州の糸, 東上州より野州江引統機与相互に古来より渡世仕候』とある。(桐生織物史)

また, 『蚕飼綱節夫成』によると, 我国の生糸産出高は, 西暦1600年頃から1710~20年代までの約100年間に約2倍となり, その後西暦1810年代までに, 更に4倍に増加したといわれている。西暦1685年(貞享2年)に白糸の輸入を禁止し, 和糸の生産を著しく助長した。和糸が重要な地位を占めるに至った, 西暦1680~90年頃(元禄頃)の垂糸業地帯としては, 信濃, 上野, 陸奥, 甲斐, 下野, 武蔵, 相模, 但馬, 丹波, 丹後, 越前, 加賀等があげられるが, それらの地方の生糸は, いわゆる, 上せ糸として, 統々西陣に送られた。その量も西暦1688~1704年(元禄頃)からようやく多くなり, 西暦1715年(正徳5年)には, 約19万斤で,

西暦1720年～30年頃（享保年間）には約30万斤に、西暦1810年～20年頃（文化文政頃）には、約225万斤と著しく増加した。かくして西暦1680年頃から蚕糸の商品生産は、特産地を形成しつつ急速に発達した。両毛地方はじめ各地に糸市が開設された。桐生絹市開設は、正保3年（西暦1646年）であった。（日本資本主義発達史、楳西光速著、頁31～32）

この丸山村においても、養蚕が行なわれていたことは、弘化4年（西暦1847年）の金銀出入覚帳によって知ることができる。

「一金、式朱也、蠶種内金支払申候、清日種に御座候」

と記載されている。

以上のことから、足利近郊における農民層の分化は、直接的には桐生・足利の織物の発達によって、機織や養蚕による貨幣経済の浸透によってなされたものと思われる。

しかし、間接的には封建的支配勢力の弱さが、商工業の発達に都合のよい結果をもたらしたものと思われる。

天正18年（1590年）小田原城の陥落に伴ふ足利長尾但馬守頭長の没落後或る時は代官領となり、或る時は大名領となり極めて複雑なる治下に置かれ、天和2年より我が足利は、再び代官領に還元され、宝永元年戸田長戸守忠利が下野国足利・河内・都賀3郡の内にて1万1千石の諸侯となり、居所を我が足利に定めた。（足利市史上巻の二、頁991～1010）

享保17年（1732年）の『三郡領有明細帳』や「下毛郡村分」によると、戸田氏による足利藩は足利郡八ヶ村に高4474石7斗2升、梁田郡二ヶ村に高171石3斗6升4合、その他埼玉郡に高3113石3斗5升4合九勺、都賀郡に4029石3斗1升三合九勺を有し、その合計は、高11788石7斗5升2合8勺である。そのうちで足利藩の一円知行とみられる領地は、寺領を除いた（87石6斗）五箇村1844石5斗2升2合と、新田町105石、北下町100石だけである。その外は他領主と相給になっていた。足利郡は34ヶ村あり、延べ95名の領主によって支配されていたので、足利藩としての封建的な支配は強力には行なえなかったものと思われる。このことが、「農間機渡世」とか「農間商ひ并諸職人類」という副業的な商工業が、わりあい自由に行なえたのではないかと思われる。

2 天保の飢饉と農民層の分化

天保の飢饉は天保4年に始まり、天保9年がピークに達する。

丸山村の夷川地区の人別帳によって人口構成を調べると、第11表となる。

この表によると、天保2年以後、夷川地区では人口が減少している。天保2年に38人であった人口が、天保10年には23人と38%も減少している。

前掲の第9表、10表によると下広沢

第11表（夷川地区の人口構成）

年代（西暦）	家数	人数	男	女
文政12年（1829）	10	44	20	24
天保2年（1831）	9	38	21	17
〃 5年（1834）	9	40	19	21
〃 7年（1836）	9	31	14	17
〃 8年（1837）	9	24	14	10
〃 10年（1839）	9	23	13	10
弘化3年（1846）	11	29	15	14
〃 5年（1848）	12	34	17	17

村では、文政11年の人別が517人で、天保9年が432人で17%の減少である。しかも、下広沢村の場合には、文政11年においては穢多71人が記載されていたが、天保9年には1人も記載されていない。この数を加えると、27%の減少となる。

つぎに、小俣村について調べると、第12表となる。(足利織物史、頁141より抜粋)

第12表 小俣村の戸数・人口 奉公人数

年代 (西暦)	戸数	人口			奉公人		
		男	女	計	男	女	計
天保 7年 (1836)	92	192	177	365	18	15	33
" 8年 (1837)	92	185	178	363	18	15	33
" 9年 (1838)	89	177	160	337	15	10	25
" 12年 (1841)	87	188	164	352	15	12	27
" 13年 (1842)	87	181	159	340	13	12	25
弘化 3年 (1846)	94	207	204	411	20	14	34
" 4年 (1847)	98	218	205	423	24	15	39
安政 2年 (1855)	102	238	258	496	27	37	64
" 3年 (1856)	106	245	268	513	20	39	59
" 5年 (1858)	109	260	284	544	28	40	68

小俣村でも、天保9年に人口が最低を記録している。夙川地区では弘化5年になっても90%までは回復していないのであるから、飢饉以前の人口を弘化4年の人口と同じであると、少な目に見積っても21%の人口の減少となる。

この夙川地区においても、小俣村においても共通している事は、女の人数が急激に減少し、40%前後に達していることである。このことは、一般に言われている「間引き」、「姥捨て」を暗示するものであろうか。

当時の食料事情を夙川地区の天保5年、午3月の村方人別穀類取調書上帳によると、戸別に有穀を書き上げて家内の人数を調べ、1人1日につき米1合、麦一升の割合で残し、馬がいる場合には馬1疋について、1日につき麦一升、大豆一合の割合で残して、余分のものは、「払米に相成候分」となっている。しかし、半数近くの家では、「是ハ夫食モ当無御座候」となっている。このように3月には、すでに中・下層の農民は食料が尽きてしまっていたのである。天保の飢饉が足利近郊においても非常にきびしく、そのために人口の減少をもたらしたと見るのが至当であろう。

さて、この天保の飢饉によって農民層の分化はどうなったのであろうか。その様子を調べるために、夙川地区の人別帳に示されている石高によって分類すると、第13表となる。この第13表によって、中層農の両極分化、特に上層農の急速な土地兼併の傾向がみられる。

また、小俣村の小俣宿、上野田両組について、天保7年(西暦1836年)から慶応2年(西暦1866年)までの宗門帳によって、農民の保有石高を調べると第14表となる。(足利織物史、

第 1 3 表 (茨川地区)

農民の保有石高 (人別帳)

年代	石高 5石 以下	5石 以上	10石 以上	下男
寛政11年	10	2	0	2
文政12年	7	0	1	2
天保2年	6	1	1	2
" 5年	7	1	1	0
" 7年	6	1	1	1
" 8年	7	1	1	0
" 10年	6	2	1	0
弘化3年	6	2	1	2
" 5年	6	1	2	3

第 1 4 表 (小俣村)

農民の保有石高 (宗門帳)

年代	石高 無高	1石 未満	1~ 5	5~ 10	10~ 20	20~ 30	30~ 40	60~ 70	計	無跡
天保7年	2	37	38	11	2	0	1	1	92	41
" 8年	2	37	38	11	1	1	1	1	92	41
" 9年	1	36	36	11	1	1	1	1	89	44
" 12年	3	36	34	10	1	1	1	1	87	47
" 13年	2	37	33	11	1	1	1	1	87	48
弘化3年	4	42	34	10	1	1	1	1	94	43
" 4年	6	40	40	8	1	1	1	1	98	40
安政2年	0	46	41	8	5	0	0	2	102	35
" 3年	0	49	42	7	6	0	0	2	106	31
" 5年	2	51	41	7	6	0	0	2	109	31
" 6年	0	50	43	7	5	0	0	2	107	31
万延1年	0	55	40	6	6	0	0	2	109	28
文久1年	1	54	39	7	6	0	0	2	109	30
" 2年	0	55	39	7	6	0	0	2	109	25
文治1年	0	53	40	7	5	0	0	2	107	26
慶応1年	0	53	41	7	5	0	0	2	108	24
" 2年	1	54	38	7	6	0	0	2	111	23

第 1 4 表によると、天保 7 年 (西曆 1 8 3 6 年) には、小俣農民は、すでに著しい階層分化を示している。5 石未満の下層農が 8 3. 7 % を占めている。5 石 ~ 1 0 石の中層農は 1 2 % と激減し、1 0 石以上の上層農は 5 % となっている。天保の飢饉の影響から脱出したと目される、安

政 2 年になると、5 石未満の下層農が 8 6. 3 %、中層農 7. 8 % になり、上層農が 6. 9 % となり、更に農民層の分化が進んで、中層農が半減して両極に分化している。以後明治に至るまで、大きな変化もなく推移している。

このように足利近郊においては、天保の飢饉で困った中・下層農民は土地を手放し、中・上層農は、次第に土地を集積していくわけであるが、この頃の質屋と土地の移動の様子を、下広沢村の資料をもとに調べると、つぎのようになる。

(足利織物史、頁 1 7 3 ~ 2 1 1)

下広沢村の天保 9 年の資料によると、文化 8 年 (西曆 1 8 1 1 年) に 1 軒質屋ができ、文化 1 1 年 (西曆 1 8 1 4 年) に 1 軒、文政 7 年 (西曆 1 8 2 4 年) に 1 軒、天保 3 年 (西曆 1 8 3 2 年) に 1 軒、天保 9 年に 1 軒と、質屋の数が急速に増加している。このことは、天保の飢饉の影響だけでなく、足利近郊では、天明の大飢饉 (西曆 1 7 8 3 年 ~ 1 7 8 8 年) 及び、天明 6 年 (西曆 1 7 8 6 年) の関東の大水害の影響をうけ生活に余裕がなくなっていたと思われるのと織物の発達によ

って、その必要があったために、質屋が増えて行ったものと思われる。

つぎに、土地移動の種類を、下広沢村石尾組について調べると、第15表の通りである。

下広沢村石尾組における土地移動の種類および
時期別一覧（文化6年～安政5年）より抜粋

第 15 表

年 代 (西暦)	質地・書入	譲地	不明	計	請戻
文化 6年(1809)	1			1	
" 7年(1810)		2	1	3	
" 10年(1813)			2	2	
" 11年(1814)	1			1	
" 13年(1816)	1	1		2	
文政 5年(1822)	1			1	
" 7年(1824)	1			1	
" 8年(1825)	2		1	3	
" 9年(1826)	2			2	
" 10年(1827)	1			1	
" 11年(1828)	1		1	2	
天保 1年(1830)	3			3	
" 2年(1831)	2			2	1
" 3年(1832)	5			5	
" 4年(1833)	3			3	
" 5年(1834)	3			3	1
" 6年(1835)	2			2	
" 7年(1836)	6			6	
" 8年(1837)	4			4	
" 9年(1838)	1	1		2	1
" 10年(1839)		2		2	
" 11年(1840)	4			4	
" 12年(1841)	1	1		2	
" 13年(1842)	4	1		5	
" 14年(1843)	2			2	
弘化 1年(1844)				0	1
" 2年(1845)	2			2	

この表によると、文化6年に質地書入れがされている。文化7年(西暦1810年)になって、「高請なき新田畑の売買」が許されたわけである。それ以前においては、寛永20年(西暦1643年)「田畑の永代売買の禁令」によっていたのであるが、足利近郊においては、貧困などのために、文化7年以前から、すでに質地書入れが行なわれ文化7年以後においては、年々質地書入れが多くなっている。

文政7年～11年までの5年間には、土地移動は9件であるが、天保4年～8年までの5年間には18件と2倍にふえている。

このことから、この時期における農民層の分化の原因の1つとして、飢饉などによる貧困をあげることができるであろう。

他方においては、天保の改革による足利織物の発展を見逃がすことはできない。

寛政期(西暦1790年代)に至ると、下総結城の産に擬

して木綿地織を製織し、これを足利結城織ないしは鶉織と呼んだのである。これは価格が低廉であったので一般農民の需用が大変多くなり、文化・文政の頃（西暦1804年～1829年）には生産が普及し盛んに織り出されたのである。また、天保の改革によって、木綿の需用が多くなり、足利織物の発展をもたらしたのである。

3. 新田開発と農民層の分化

近世封建社会は、土地経済と貨幣経済とに立脚し、その経済的基盤の中心は、農民からの年貢に求めていたので、幕府、諸藩ともに貢租の増加（財源の強化）のために、新田開発に努めた。

「当時における、一般的な新田開発の状況をみるに、金沢藩では新田が正保3年（西暦1646年）に5万9千石余、寛文4年（西暦1669年）には20万1千石余り、正徳元年（西暦1711年）には26万1千石を示し、名古屋藩では、承応3年（西暦1654年）までに6万3千石それ以後、寛文年間までに8万5千石、寛文11年（西暦1671年）から、安政2年（西暦1885年）までに、3万7千石をそれぞれ開発している。武蔵一国について見ると、大關検地の際は66万余石、正保年間には98万余石、元禄年間には116万余石となっている。全国を通して見ると、慶長～元禄には4割の増加を見ているが、地域的には、増加率は関東、東北、四国が大で近畿、中国、九州は少ないことが知られるのである。」（新日本史大系第4巻頁216）

我が国の耕地面積は、慶長元年（西暦1598年）の150万町歩が、享保年間には290万町歩に増加している。このように、全国的には近世封建社会の前半期に新田開発が多く行なわれている。第16表は、茨川地区の田畑名寄帳によって、つくったものである。

第 16 表

新田開発による田・畑の増加の表（茨川地区の田畑名寄帳より）

年代（西暦）	田	畑	計
天和 2年（1683）	5 2 3 畝 0 0 歩	6 0 3 畝 2 3 歩	1 1 2 6 畝 2 3 歩
文化 8年（1811）	不 明	不 明	1 1 9 1 〃 0 3 〃
〃 10年（1813）	不 明	不 明	1 1 8 2 〃 0 4 〃
文政 5年（1822）	不 明	不 明	1 1 3 6 〃 2 4 〃
〃 13年（1830）	7 0 3 〃 0 0 〃	7 1 5 〃 0 9 〃	1 4 1 8 〃 0 9 〃
天保 14年（1843）	9 0 6 〃 0 9 〃	9 5 7 〃 0 5 〃	1 8 6 3 〃 1 4 〃
万延 1年（1860）	1 0 0 3 〃 0 0 〃	1 1 7 0 〃 0 8 〃	2 1 7 3 〃 0 8 〃
明治 2年（1869）	1 0 2 5 〃 2 4 〃	1 3 0 8 〃 1 2 〃	2 3 3 4 〃 0 6 〃

茨川地区においては、天和2年より文政5年までは、ほとんど新田開発は行なわれていないが、文政5年以後、新田開発はすさまじい勢いで進行し明治2年までの約50年間に2倍以上に増加している。新田開発には多額の資本を必要とするため、中・下層の農民には必要経費を捻出すること

が困難であるから、富裕な上層農民が自己の資本によって、中・小農民の余剰労働力を駆使して行なうことになるので、開発された田畑は上層農民に集中する。その結果、農民階層に大きな変化をもたらすことになる。

丸山村の名寄帳にもとづいて、大土地所有者の生まれてくる経過を調べると、第17表となる。

第 17 表
大土地所有者の生成過程 (丸山村の名寄帳より)

階層 \ 年代	文政5年	文政13年	天保14年	万延2年	明治2年	明治4年	明治9年
50反以上						1	1
30反～50反				1		1	1
15反～30反				0	1	6	7
10反～15反		1	1	1	3	5	6
8反～10反	1	1	1	1	3	2	4
6反～8反	1	2	2	2	2	5	6
4反～6反	2	2	4	2	5	16	11
2反～4反	13	17	21	23	17	23	36
0反～2反	56	56	98	99	85	96	97
計	73	79	127	129	116	160	169

この第17表によって、上層農によって土地が集積され、大土地所有者が生まれていくのが、茨川地区の新田開発の始まった文政5年以後において進行している。一方、4反以下の下層農を見ると、天保以後120戸前後で、ほとんど変化していない。このことは新田開発によってできた田畑の大部分が上層農に集中されたものと見られる。

4. 農民層の分化と寄生地主の生成

さて、農民層の分化にともなう寄生地主の生成していく過程を畿内を中心に概観すると、次のようになる。

「山城国、久我村において、西暦1570年～1580年（天正年間）に1町未満の手作地をもちながら、残りの土地を貸し出していた地主層（旧侍衆層）は、その後100年の間に土地集中の度を進め、西暦1679年（延宝7年）9戸（6.4%）で4.6%の土地を持つに至っているが、反面1反以下の所有者43戸と、耕地をまったく所有していない者11戸があり、両者の合計が全戸数の3.6%にも達していたことは、小作人関係の一層の増大と、地主の寄生化の進行を想像させる。久我村の隣村、久世村でも、西暦1690年代（延宝年間）に全耕地の5.2%をもつ大地主は当時男女7人の下人をかかえて、ある程度の手作をおこなっていたようであるが、西暦

1706年（寛永3年）には下人は4名に減じ、さらに西暦1758年（宝暦8年）には下人1人となった。そしてこの間手作規模の縮少と小作人依存の地主化がすすめられたようである。」

（「寄生地主の生成と展開」，古島敏雄著，頁67～70）

「また、河内国下小坂村では、西暦1710年～1830年にかけて（享保から天保にかけて）百石以上の持高をもつ1戸があらわれて、村総高の36%を占めるようになるが、この地主化の傾向は、さらに西暦1860年代（明治）にいたる間に急激に強まり、200石以上を持つ1戸に総石高の64%が集中し、20石以上の3戸の手に75%が集中した。しかも、その間棉作農業の有利性は著しい減退を示し、西暦1830年代（天保年間）に集中した、凶作とあいまって、棉作農民の土地の喪失をうながし、かれらを小作に追いやった。」

（「商品生産と寄生地主制」，古島敏雄・永原慶二編，頁194）

「他方、会津藩においても、17世紀末から18世紀はじめにかけて、旧作子より独立した新本百姓から、土地を取りかえて自営地に入れ、あるいは質地取りを進めつつあった佐瀬家は、幕末にいたるにしたがって次第に寄生地主化して、西暦1870年頃（明治初年）には、寄生地主化して、西暦1870年頃（明治初年）には、ほぼ10町歩の地主となったのである。」

（「近世における農民層の階級分化」，藤田五郎著，頁164）

関東地方における地主手作から小作経営の転換については、『民間省要』（享保初年）によって次のように説かれている。

『国土の田地と云物、人々其持主の自作すという事は、十にして漸一・二ならびはなきものと知るべし。…中略…世と共に変じて歳々年々人皆入替り、他より他へ渡して、今はむかし草分の百姓とても稀に、開発の持主の持続たるも少なし。…中略…小作に預けて他の手より米をとり、其内に町年貢諸役を勤むる也』

そして、その主要な原因は商品経済の浸透、物価騰貴による地主手作の不利に帰せられている。この事情を『民間省要』は、次のように説明している。

『俄に人を抱へ、馬を求め、手作したる者も多し、人々手作して見て、扱々あわぬ事自前たり、人馬諸事入用の外、こやし代夥し…中略…古へ紬一疋織て金二分にならざりしに、近年は一兩余と成り、杓わらじ1足造るに、むかしは漸々4～5銭なりしに、80～90銭となり、木棉糸織類より都ての事1倍餘と成に付、何をしても治世は仕易く、人の後家、娘、男子に至る迄、所詮気の詰る奉公より、地をかり居をかり、居ても心易きかせぎをして、渡世するにしくはなしと、皆人易きに付て難きをせず。』

以上によって、地主手作から寄生地主へ移行する一般的傾向を知り得たが、幕末、三田尻附近の農家と思われる具体的事例によって考察すると、次のようである。

「或る農家の言える事あり、田地一町五反、手前の人数にて、これを作るに、作徳年々二十五俵程あり、又麦三十俵程作りて、両条にて年々家統来候、これゆえ田地五反を増し、二町となりては手前の人数にては作られぬゆえ、下人を雇ひ、牛を持ち添む、肥しを求め、能く作りて、此米は作徳三十俵、四十俵程ありて、両条にて十五俵も作徳多くあり、しかるに下人恩給始め諸雑用を引き去り勘定せしに、最前、手前の人数にて一町五反作りしより勘定甚だ悪し、人を増し、雑用

入増して広く田地を作らせても勘定に懸らず、此年借金を始めしとの事なり。」（塩製秘録）
 では、地主手作はどのような社会的条件で可能なのであろうか。

「地主手作は、商品経済の農村への浸透過程において、未だ農家副業や賃労働の途のとぼしい小農民を、極めて安い賃銀で隷属的に縛ることによって成り立ち得たものであって、商品経済の一層広汎な浸透は農民的な小商品生産を惹起し、やがて農民の小商品生産が地主手作りを圧倒していく。」
 （「藩政改革と明治維新」、関順也著、頁24～63）

さて、足利においては、天保6年（西暦1835年）2月の『機株改所設置意見——上州桐生領野州足利郡機屋共始末書付』では、『身分相応之百姓者、下男共多召抱、農業之儀者多分下男ニ相任せ』ていたこと、そしてさらに、『近年奉公人払底、給金昔ノ倍增ニ相成』、そのため、『次第ニ作徳薄ク成行、猶々農業ヲ疎ミ、唯々商ヒ糸機等之渡世ノミ専一ニ心懸』、るようになったことが記されている。

つぎに、小俣村の靱山家について、奉公人の推移を見ると、第18表の通りである。

第 18 表 （靱山家の石高、家族、奉公人、馬匹）

年 代	石 高	家 族		奉 公 人		馬	備 考
		男	女	男	女		
天保7年	69石6256勺	3	3	7	3	1	同居1
安政6年	〃	1	0	7	2	1	
〃7年	〃	1	0	6	2	1	
慶応2年	〃	1	1	4	2	1	

この靱山家では、天保7年から13年までは、手作は23石4斗4升2合で他はすべて小作に出している。また、手作経営の労働力と見られる奉公人の数が次第に減少しているのをみると、手作部分を少しずつ縮小しながら、次第に寄生地主化していったのではないと思われる。

（足利織物史、頁213）

このことについて、名城大学教授、川浦康次氏は、講座日本資本主義発達史論の第1巻、頁6、において、次のように論じている。

「足利は、絹織物の主要な産地の桐生に隣接して、織布技術を桐生の絹織物生産、から受けついでいることから、織物の主要な製品は、結城縞、木綿、綿縮緬などの綿織物および絹交織物が中心であった。これらの織物が農民的衣料として適切な品質と価格であったことから、この時期の農民的な商品生産の発展にともなって農民需要が拡大したために、足利織物は18世紀末から急激に発展して、桐生の繁栄を奪ってしまった。足利は、桐生と同じように、土地の生産力の劣等の畑地でほとんど占められ、封建地代水準は高く、耕地の狭小とともに農民の再生産の条件を悪化させていた。そのため、土地所有の零細な農民がいたって多く、足利郡小俣村では天保7年に5石未満の農民は83.7%を示しているという。この農村の階層構成を背景に織物業が展開するとき

は、桐生におけるように、前貸問屋制が支配的な生産構造となるのは当然のことである。だが、農民的商品生産の発展にともなう需要の拡大に支えられて好況の波にたくみに乗るときには、大川家や西田家の系譜にみられるように、織物生産の成果を身につけて、急激に富を蓄積しえた事例があり得たのである。」

以上のように、足利近郊においても、文化・文政年間における高機の普及を契機として、農民による小商品生産が発達し、第18表の靉山家に見られるように、天保年間ごろから地主手作りは、漸次減少傾向をたどり、寄生地主化の道をたどるのである。

つぎに、丸山村においては、天保の飢饉と新田開発によって、大土地所有者を生成したのであるが、この丸山村において上層農民が、どのように寄生地主化していくかを、名主、内蔵之助について考察すると、第19表となる。

第 19 表 (丸山村の内蔵之助の土地集積)

年代(西暦) \ 田 畑	田	畑	屋 敷	計
万延2年(1802)	57畝14歩	52畝07歩	9畝16歩	109畝21歩
慶応4年(1868)	160#05歩	64#09#	15#26#	240#06#
明治4年(1871)	251#09#	235#29#	20#12#	507#20#
# 9年(1876)	422#12#	138#00#	27#24	588#06

この第19表によると、幕末から明治初年にかけて内蔵之助は急速に土地の集積を行ない、大土地所有者となり、寄生地主的性格をもってくる。この内蔵之助は明治2年の宗門改帳によると、青木倉太となっている。

明治3年の田畑入辻御年貢取立帳によって、青木倉太の小作地を見ると、田2町2反3畝5歩、畑1町9畝3歩、屋敷8畝10歩で、合計3町3反18歩である。その入辻は米92俵1斗5升、永20貫19文である。青木倉太は明治4年には、田2町5反1畝9歩、畑2町3反5畝29歩を所有していることから推して、明治3年に手作りした田畑は、田を2反8畝と畑を1町4反2畝で計1町7反となり、少なく見積っても1町5・6反はあったものと思われる。

青木家の手作り地を見ると水田が少なく、畑が大変多くなっている。弘化4年の蚕種に関する資料などから考えると、青木家では、養蚕を主とした農業経営をしていたことも考えられる。1町3・4反の桑畑を持って養蚕をし開港に伴う生糸の高騰と3町3反の小作地からの収入を考えると、青木家で明治4年から9年までの5年間に8反歩の土地を集積することも不可能ではなかったと思われる。このようにして青木家では、手作りは1町5・6反で、その2倍にあたる3町3反は、小作に出し、寄生地主として成長していったのである。

5. 租税の変遷と農民層の分化

年貢割付書にもとずいて、丸山村の租税（貢租）について見ると、天和2年（西暦1682年）以後、元禄4年（西暦1691年）までは検見によって課税されていたが元禄5年（西暦1692）より定免となった。「文政8年（西暦1825）9月の坪刈＝付申渡」によると、当時毛見のため坪刈が行なわれ、各地区の地方三役である名主、組頭、百姓代の立ち合いのもとに行なわれている。

足利藩の場合、『当戊年定免切替＝付…』（『文久元年＝1861・御用留』）という文言に記されているように幕末期には定免制であった。（足利織物史、頁65）

つぎに石盛及び貢租額について見ると、丸山村奥川の石盛は第20表となる。これを下広沢村、第21表及び小俣村の石盛、第22表と比べて見ると次のようである。

第20表 丸山村奥川地区の
石盛及び貢租額（天和2年）

	石 盛	貢 租
上 田	17斗	5.7斗
中 田	15	5.0
下 田	12	4.5
下々田	10	3.7
上 畑	12斗	175文
中 畑	10	140
下 畑	8	75
下々畑	5	30

第21表 下広沢村の
石盛及び貢租額（寛保2年）

	石 盛	貢 租
上 田	16斗	7.0斗
中 田	14	6.2
下 田	12	5.6
下々田	10	4.8
上 畑	11斗	170文
中 畑	9	140
下 畑	7	100
下々畑	6	60

第22表 小俣村の
石盛及び貢租額

	石 盛	貢 租
上 田	13斗	7.8斗
中 田	11	7.2
下 田	9	6.4
下々田	8	4.6
上 畑	10斗	180文
中 畑	8	160
下 畑	6	140
下々畑	5	90

この3つの表の中では、足利藩の小俣村は貢租が高率であり、60～70%に達している。下広沢村においては、44～48%、丸山村では、33%～38%と、かなり低率になっている。石盛が小俣村が少ないのは、山間の谷間で土地がやせていたためであろう。下広沢村から丸山村と南部に行くにつれて、石盛が高いのは渡良瀬川が運んできた肥沃な地味によるものと考えられる。検地が行なわれ、坪刈などによって毛見も行なわれているので、かなり正確な石盛がなされたものと思われる。

他の村に比して、足利藩の小俣村の貢租が、なぜ高率なのか、足利藩における他村の資料が見あたらないので不明であるが、足利藩が長尾頭長の没落によって、江戸幕府の代官領となった土地であり、旗本や御家人などに細分割された土地であったので、農民にとってもかなりきびしい生活をよぎなくされたのではないかと思われる。

第 23 表 (丸山村奥川地区の貢租の変遷)

(単位は升, △は合の単位で四捨五入)

(単位は文) 年貢割付より

年 代	田 畑	上 田	中 田	下 田	下 々 田	上 畑	中 畑	下 畑	下 々 畑
西暦 1682年		57	50	45	37	175	140	75	30
1683		61	52	47	39	175	140	75	30
1685		61	52	47	35	175	140	75	35
1687		61	53	49	39	165	130	65	30
1690		61	53	49	39	165	130	65	30
1691		61	53	49	39	160	125	60	30
1692 (定免)		55	48	42	33	175	140	75	35
1695		55	48	42	31	175	140	75	35
1698		55	48	42	31	175	140	75	35
1707		55	48	42	31	175	140	75	35
1710		55	48	45	32	180	145	80	40
1715		55	48	45	32	180	145	80	40
1718		55	49	47	32	180	145	80	40
1723		55	49	47	32	180	145	80	40
1748		61	51	33	天水下田 21	158	158	123	新下田 56
1751		55	49	47	32	180	145	80	40
1753		55	49	47	32	180	145	80	40
1754		55	49	47	32	180	145	80	40
1755		△49	△44	△39	△34	180	145	80	40
1756		△55	△50	△45	△42	180	145	80	40
1757		55	49	47	32	180	145	80	40
1758		55	49	47	32	180	145	80	40
1759		55	49	47	32	180	145	80	40
1761		△53	△48	△42	△38	180	145	80	40
1764		△53	△48	△43	△38	180	145	80	40
1769		△55	△50	△45	△40	180	145	80	40
1772		△55	△50	△45	△40	180	145	80	40
1773		△55	△50	△45	△40	180	145	80	40
1776		△55	△50	△45	△40	180	145	80	40
1852		56	△48	△48	32	180	145	80	40
1855		56	△48	△48	32	180	145	80	40
1862		56	△48	△48	32	180	145	80	40

石盛は、江戸時代を通してほとんど変化していないので、丸山村奥川地区の年貢割付にもとづいて貢租の変遷を表にまとめると、第23表となる。田方の数字は升を単位として、端下の数は四捨五入によってまるめて表わしたものである。まるめて得た数には△の符号がつけてある。畑方も同様であるが、単位は文である。(永銭)

この表によると、17世紀の末には、貢租も定免になり税率も一定してくる。検見による貢租と定免による貢租を比べると、丸山村においては、田方において約10%ほど貢租の割合が低率になっていたが、畑方においては約10%ほど高率になっているので、貢租全体としてはほとんど変化していない。しかし、不作の年にも、同じだけの貢租を支払わなければならないので、農民の負担が大きくなったことを意味している。足利藩において、文久元年(西暦1861年)になってようやく定免になったのは、税率が高かったので、定免にするには無理があったのではないかと思われる。

「文化10年、森川下総守知行所(丸山村)田畑分米帳、酉、正月」によると、貢租の外に、永百文に付、口永三文、米1石に付、口米三升が課せられていた。

つぎに、年貢米はどのように運搬されていたのであろうか。丸山村の場合には、貢米津出川岸取調書上帳(第4拾九区山田郡矢部村、明治5壬申年8月)によると次のように記されている。

1. 当村より貢米津出し南猿田川岸へ便利に御座候。但し里数2里、

このことによって、丸山村の年貢米の運輸は渡良瀬川の舟運によっていたことがわかる。延享元年(西暦1744年)の足利郡五箇村の『村明細帳』には、つぎのように記されている。

1. 御年貢米、猿田河岸迄道法1里之処附出し江戸迄船路37里、船賃米百俵に付、4俵宛被下候

「猿田河岸から、渡良瀬川を下り、古河附近で利根川に入り、関宿で本流と別れて江戸川を下り、行徳より堀割溝渠を通して江戸日本橋浜町河岸へ達するのである。航程約2日であった。渡良瀬川の舟運が開かれたのは、寛永元年(西暦1624年)にまでさかのぼるが、猿田川岸に問屋場が公許されたのは正保2年(西暦1645年)であった。明和3年(西暦1766年)10月に船問屋仲間が参集して議定を取りかわした際に連印した者は、『北猿田川岸忠兵衛、藤助、奥戸川岸新五衛門、羽田川岸孫右衛門、馬門川岸長右衛門、太郎右衛門、八右衛門、権兵衛、越名川岸、又市忠右衛門、五郎右衛門、半兵衛』の11名であったから、北猿田川岸には二軒の問屋があった他、奥戸、羽田、馬門、越名にもそれぞれ川岸があり問屋があったことが知られるのである。そして南猿田にも川岸ができて、右の仲間へ参加したのは明和8年(西暦1771年)であった。」

(足利織物史、頁111~112)

さて、地租改正によって新地祖の税率は、どうなったのであろうか。まず、「地方官心得」に示された検査例によると、次のようである。

「自作農の場合には、田1反歩の収穫米1石6斗、石3円として、その代金4円80銭であるとき、地租は1円22銭4厘、村入費は地租の3分の1、すなわち、40銭8厘、地租と村入費とを合わせると収穫米代価の34%となる。」

丸山村の場合、文久2年の貢租は、上田で5斗6升で石盛は1石7斗であるから、貢租は約33%となるので、改正地租率は旧貢租率に比べて、ほとんど変わっていない。

つぎに注目すべきことは、入会地についてである。丸山村においては、明治4年の「一筆限取調」には、公有地野銭林7町4反2畝22歩と記載されているが、明治9年の改正田畑地位等級附帳¹には、平林が6町1反7畝3歩記載され、上層農の個人所有地になっていて、一部は官有地になっている。このようにして、一般農民の多くは、肥料、燃料等の自給のみを絶たれ、これらを市場に求めなければならなくなったことである。

さらに、地租改正によって年貢が金納になったが、農民は出来秋に米を売って、その代金で年貢を納めなければならなくなり、米商人に買いたたかれることになったのである。このことについて明治16年（西暦1883年）の「東京経済雑誌」には、次のように記されている。

「金納をして十分に行なうを得せしめば、運輸の費を省き、検見の労を減ずるを得、其の善たるや知るべきなり、然りと雖も、彼米商の数多からざるに当って、俄かに農夫に命じて米穀を売り代価を以て貢納すべしと云うに至りては其結果はたして如何ぞや。日本諸州の農夫等其出来秋に至りては巨万の米穀を抱き、之を売らんとするに之を買うべき米商少きがために、其勢ひ之を捨売して穀代を貢納せざるべからざるにあらずや。されば米価収穫の時に当って非常に下落し収穫の前に至りて非常に騰貴し、農夫をして米納の制に於て納むべき石数より余計に売却するにあざれば、平均の貢納穀代を得る能はざらしめ、而して米商をして米穀を廉買し、又之を高売し、以て非常な利益を占むるを得せしめるに至る。」

（「東京経済雑誌」、第1巻第1号、頁3～4）

以上のように、地租改正によって年貢は金納になったが、税率は江戸時代とほとんど変わらず、米商人に買いたたかれ、入会地は取り上げられて、中・小農民は、生活の苦しさから土地を手放し、小作人となっていくのである。それに対して、上層農民は、その後の米価の騰貴や、地価の据置等によって、地租負担が實際上軽減されていく過程において、地主所得の漸次的上昇を通じて、寄生地主として発展して、農民層の分化が急速に進められることになるのである。

6. 結 論

足利近郊の農村は、後進地域に属し、江戸時代の初期においては、先進地域である畿内に比べると、100年以上も農民層の分化が遅れていたが、足利町においては享保年間（西暦1716～35年）には、本百姓の中に奉公人、とくに下男を雇って地主手作りが行なわれていたようである。

足利は長尾頭長の没落後、代官や旗本などに細分化されて治められ、戸田氏に治められるようになって小藩であったためか、足利藩では貢租としては最高に近い60～70%の高率であり、5石未満の農民が83.7%もいたといわれているので、農民の生活には余裕はなく、きびしいものがあつたと思われる。

その後、文化・文政期になって高機が使用されるようになって、足利織物が発展してくると、近郊農村でも、農間機織渡世をするものが多くなり、それにともなって商品経済も浸透し、農民層の分化が顕著になってきた。そのうえ、天保の飢饉によって、この傾向は一層増大した。

一方、足利織物は天保の改革によって、木綿の織物が普及されると、桐生を追い越すまでに発展し、地方機業地としての地歩を固めた。しかし、物価や労賃が騰貴して、上層階級の農民は、地主手作りから寄生地主へと経営形態を変えながら、土地の集積を続けていった。そして、新田開発や明治になって地租改正などを契機として、更に増大し寄生地主となっていくのである。

他方、下層階級の農民は、日常生活に余裕がないので、飢饉や水害などの天災にあうと、そのために土地を手放し、小作人へと転落し、農間賃機を織ったりして生活するようになるのである。

今後の課題として、寄生地主と小作人の関係を実態的にとらえ、農村社会を浮彫にすることによって、今日的課題となっている同和問題の実態把握と解決の糸口が、具体的に見いだせるのではないかと希望的見解をもっている。

参考文献

- | | |
|--|-----------------------------|
| ◦岩波講座日本歴史（全23巻）岩波書店 | ◦日本封建制度史（伊東多三郎）吉川弘文館 |
| ◦ " （全26巻） " | ◦近世農村社会の研究（児玉幸多） " |
| ◦新日本史講座（分冊）中央公論社 | ◦近世農民生活史（児玉幸多） " |
| ◦日本資本主義発達史論（全5巻）日本評論社 | ◦日本近代国家の形成（原口靖）岩波書店 |
| ◦日本全史（全9巻）東京大学出版会 | ◦日本現代史（井上清）東大出版会 |
| ◦綜合日本史大系（全25巻）内外書籍株式会社 | ◦日本封建社会論（永原慶二） " |
| ◦明治維新史研究講座（全6巻）平凡社 | ◦明治法制史（中村吉三郎）弘文堂 |
| ◦江戸幕府の権力構造（北島正元）岩波書店 | ◦明治維新の経済構造（庄司吉之助）御茶の水書房 |
| ◦大閥と百姓（松好貞夫） " | ◦農村の身分階層制（川島武宣）岩波書店 |
| ◦日本資本主義発達史（楫西光速）有斐閣 | ◦日本地主制史研究（古島敏雄） " |
| ◦近世封建社会史論（奈良本辰也）要書房 | ◦村落構造の史的分析（中村吉治）創文社 |
| ◦近世桐生近郊農村における一豪農の経営
（下広沢村彦部家 工藤恭吉 早田商学） | ◦明治維新史研究（羽仁五郎）岩波文庫 |
| ◦地主制成立期の農業構造（山崎隆三）
青木書房 | ◦寄生地主制の研究（福島大編）御茶の水書房 |
| ◦資本制生産の発達と地主制（古島敏雄）
御茶の水書房 | ◦商品生産と寄生地主制（古島・永原）東大出版 |
| ◦封建的土地所有の解体過程（石井慎三郎）
御茶の水書房 | ◦明治維新（遠山茂樹）岩波全書 |
| ◦幕藩社会と商品流通（中井信彦）塙書房 | ◦幕末社会論（佐々木潤之介）塙書房 |
| ◦幕藩体制史の研究（藤野保）吉川弘文館 | ◦日本近世史の地方的展開（難波信雄）
吉川弘文館 |
| | ◦明治維新（尾佐竹猛）白揚社 |
| | ◦封建制と資本制（所三男）有斐閣 |